

平成 31 年度 東京 2020 大会に向けた暑さ対策推進事業助成金交付要綱

(制定) 平成 31 年 3 月 26 日付 30 環地環第 247 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京 2020 大会に向けた暑さ対策推進事業実施要綱（平成 31 年 2 月 22 日 30 環地環第 233 号。以下「実施要綱」という。）第 5 の 3 の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する東京 2020 大会に向けた暑さ対策推進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、実施要綱で使用する用語の例による。

(助成対象地域の指定等)

第 3 条 助成対象地域は、都内の区市の区域内の地域であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 東京 2020 大会競技会場に近接する地域であること。
- 二 現に観光客等が多く集まる地域であって、暑熱対応設備を整備することによる暑熱環境を緩和する効果及び発信力が見込まれる地域であること。

2 公社は、助成対象地域として指定を受けようとする地域を区域内に含む都内の区市からの助成対象地域指定の申請（以下「地域指定申請」という。）を受け、公社の職員等で構成する審査会において別紙 1 に定める審査基準に基づき当該申請の内容を審査した上で、本事業の目的の達成に有効と認められる地域のうち 4 地域程度を助成対象地域として指定するものとする。

3 助成対象地域の指定を受けようとする都内の区市（以下「申請区市」という。）は、公社が別に定める日までに、助成対象地域指定申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる事項を記載して、公社に提出するものとする。この場合において、その区域内に第一項各号に掲げる要件を満たす地域が複数ある申請区市にあつては、当該複数の地域を一の助成対象地域として地域指定申請を行うことができる。

なお、第三号から第七号までの事項については、当該助成対象地域の指定を受けようとする時点での見込みを記載するものとする。

- 一 助成対象地域の範囲及びその特徴
- 二 助成対象地域に近接する東京 2020 大会競技会場
- 三 助成金の交付対象となる暑熱対応設備（以下「助成対象設備」という。）を整備する場所又は施設
- 四 整備する助成対象設備の種類及びその先進性
- 五 助成対象設備を整備する者及び整備した当該助成対象設備を管理する者

六 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の概算額

七 助成対象設備の整備に係る期間・工程

八 その他公社が必要と認める事項

- 4 公社は、第1項の助成対象地域を指定する場合にあっては助成対象地域指定通知書（別記第2号様式）により、指定しない場合にあってはその旨を、申請区市に通知するものとする。
- 5 公社は、第1項の助成対象地域の指定に当たり、条件を付すことができる。
- 6 公社は、第1項の助成対象地域の指定に当たり、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 7 公社は、第1項の規定により指定した助成対象地域について、指定後速やかに公表することとする。
- 8 第1項の規定により助成対象地域に指定された区市（以下「指定区市」という。）は、当該助成対象地域に指定されたことについて、第4項の規定により助成対象地域の指定の通知を受けた後、速やかに公表することとする。

（助成対象地域の変更等）

- 第4条 指定区市は、前条第4項の規定により助成対象地域の指定の通知を受けた後、当該助成対象地域の範囲を変更しようとするとき又は当該助成対象地域の指定の解除を受けようとするときは、助成対象地域（変更、解除）承認申請書（別記第3号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更として公社が認める場合は、この限りでない。
- 2 公社は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容が適当と認める場合にあっては変更等を承認し、助成対象地域（変更、解除）承認通知書（別記第4号様式）により、当該指定区市に通知する。
 - 3 公社は、前項の規定による承認をするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（助成対象設備等）

- 第5条 助成対象設備は、第3条第1項に規定する助成対象地域に整備される暑熱対応設備であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- 一 人が自由に入出りできる場所（公共交通機関の利用者の用に供する都内の施設又は空間を含む。）の暑熱環境を緩和する効果を有するものであること。
 - 二 第7条第4項の規定による助成金交付決定通知を受けた日から平成32年3月25日までの間に新たに整備されるものであること。
 - 三 使用されている暑熱緩和に係る技術又はその組合せ等について、他に導入事例がない又は少ないなど、先進性を有したものであること。
- 2 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、第3条第1項に規定する助成対象地域において助成対象設備を整備する事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する都内の区市、法人若しくは個人の事業者又はこれらの者と助成対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者であって、次に掲げるものを除いたものとする。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - 四 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
 - 五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの
- 3 助成対象経費は、助成対象事業の実施に要する経費として別表第1に掲げるものとする。ただし、助成対象経費に助成対象者が自ら調達し、又は関係会社から調達した分（工事に係る経費を含む。）がある場合にあっては、別表第2の左欄に掲げる場合に依りて当該右欄に定める方法により助成対象者の利益等を排除した経費とする。
- 4 助成金の交付額は、都の予算の範囲内において、助成対象経費の合計額（助成対象者が区市の場合にあっては消費税及び地方消費税相当分の額を含み、助成対象者が法人若しくは個人の事業者又はこれらの者と助成対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者の場合にあっては消費税及び地方消費税相当分の額を除いた額とする。以下同じ。）とする。ただし、助成対象経費に国その他の団体からの助成金を充当する場合にあっては、助成対象経費の合計額から当該助成金の額を控除した額とする。

なお、助成金の平成31年度の予算額は200,000,000円とし、予算額の範囲内で本事業を実施する。

（助成金の交付申請）

第6条 助成対象地域内において、助成対象事業を行い、助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「交付申請者」という。）は、公社が別に定める日までに、助成金交付申請書（別記第5号様式）に次に掲げる助成対象事業の内容を記載した書類及びその他公社が別に指定する書類を添えて、公社に提出するものとする。

- 一 助成対象設備を整備する場所又は施設
- 二 整備する助成対象設備の種類及びその先進性
- 三 助成対象設備を整備する者及び整備した助成対象設備を管理する者
- 四 申請に係る助成金の交付額の内訳
- 五 助成対象設備の整備に係る期間・工程
- 六 その他公社が必要と認める事項

（助成金の交付決定及び通知）

第7条 公社は、前条の規定による申請書の提出があったときは、公社の職員等で構成する審査会において、別紙2に定める審査基準に基づきその内容を審査した上で、一の助成対象地域における助成金の交付決定額の合計が50,000,000円を超えない範囲において、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 公社は、前項の決定に当たり、一の助成対象地域における助成金の交付申請額の合計が50,000,000円を超える場合は、第5条第4項の規定にかかわらず、当該助成対象地域における助成金の交付決定額の合計が50,000,000円を超えないように減額した上で、助成金の交付を決定することができる。
- 3 公社は、第1項の決定に当たり、本事業の目的の達成のために必要な条件を付すものとする。なお、交付申請者がリース事業者である場合は、当該交付申請者がリース等を行う助成対象設備のリース等の使用料又は代金について、助成金の交付額相当分を値下げすることを条件とする。
- 4 公社は、第1項の決定において、助成金の交付を決定した場合にあっては助成金交付決定通知書（別記第6号様式）により、助成金の不交付を決定した場合にあってはその旨を、交付申請者に通知するものとする。
- 5 公社は、第1項の決定に当たり、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（調査等）

- 第8条 公社は、助成対象事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、前条第4項の規定により助成金交付決定通知を受けた交付申請者（以下「助成事業者」という。）に対し、助成対象事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は助成事業者の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了している場合にあっては、都が第1項の報告の徴収、物件の調査及び関係者への質問を行うことができる。この場合において前二項の規定は、都が行う報告の徴収、物件の調査及び関係者への質問について準用する。

（助成対象事業の変更等の承認申請）

- 第9条 助成事業者は、第7条第4項の規定による助成金交付決定通知を受けた後、助成対象事業の内容を変更しようとするとき、助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき又は助成対象事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、助成対象事業（変更、中止・廃止）承認申請書（別記第7号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。なお、助成金の額の増額変更は認めない。

（助成対象事業の変更等の承認及び通知）

- 第10条 公社は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、これを承認するものとする。
- 2 第7条第3項の規定は、前項の規定による承認について準用する。この場合において、「第1項の決定」とあるのは「第10条第1項の承認」と読み替えるものとする。
 - 3 公社は、第1項の規定による承認をしたときは、助成対象事業（変更、中止・廃止）承認通知書（別記第8号様式）により、前条の規定による申請をした助成事業者へ通知するものとする。

4 公社は、第1項の承認に当たり、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第11条 助成事業者は、住所、名称、代表者氏名及び登録印を変更した場合は、速やかに書面により公社に届け出なければならない。

2 前項の場合において、本事業に係る都から公社への委託が終了しているときにあっては、助成事業者は都に届出を行うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 助成事業者は、第7条第1項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ公社の承認を得た場合はこの限りでない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 第1項の場合において、本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、同項ただし書の承認は都が行うものとする。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成対象事業が完了したとき又は第10条第1項の規定により助成対象事業の廃止が承認されたときは、速やかに実績報告書(別記第9号様式)に公社が別に指定する書類を添えて、公社に提出しなければならない。

2 助成事業者は、前項の実績報告書について、遅くとも平成32年3月31日までに公社に提出するものとする。

3 公社は、必要に応じて、助成事業者に対し、暑熱対応設備の利用状況その他の助成対象事業の成果に関する報告を求めることができる。

4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第3項の報告の求めは都が行うものとする。

(助成金の額の確定)

第14条 公社は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金の確定額通知書(別記第10号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付及び請求)

第15条 助成金の交付は、前条の規定による助成金の額の確定後に行うものとする。ただし、事業の円滑な遂行のため公社が特に必要と認める場合は、助成金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、前条の規定による助成金の確定額の通知を受けた後、速やかに請求書(別記第11号様式)を公社に提出しなければならない。た

だし、前項ただし書による概算払を受ける場合においては、第7条第4項の規定による助成金交付決定通知を受けた後に概算払請求書（別記様式第12号）を公社に提出するものとする。

- 3 公社は、前項の請求書又は概算払請求書が提出されたときは、速やかに助成金を支出するものとする。
- 4 助成事業者は、助成金の概算払を受けた場合において、前条の規定による助成金の額の確定通知書を受領したときは、概算払精算書（別記様式第13号）を公社に提出し、速やかに助成金を精算しなければならない。

（決定の取消し等）

第16条 公社は、第7条第1項の規定による助成金の交付を決定した後、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- 二 助成金を他の用途に使用したとき。
- 三 助成対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- 四 予定の期間内に助成対象事業に着手せず、又は完了しないとき。
- 五 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき（法人にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者又は構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）。
- 六 その他助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき。

- 2 前項の規定は、助成金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、助成事業者が第1項第1号、第2号又は第5号に該当したことにより同項の規定による取消しを行った場合は、当該助成事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項の取消しは都が行うものとする。この場合において第1項、第2項及び第4項の規定は、都が行う取消しについて準用する。

（助成金の返還）

第17条 公社は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定は、前条第5項の規定により都が取消しを行った場合について準用する。

（違約加算金及び延滞金）

第18条 公社は、第16条第1項の規定による取消しをした場合において、前条第1項の規定による助成金の返還を命じたときは、当該助成事業者に対し当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の

期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)の納付を命ずるものとする。

- 2 会社が助成事業者に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、会社は、当該助成事業者に対し納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)の納付を命ずるものとする。
- 3 前二項の規定は、第 16 条第 5 項の規定により都が取消しを行った場合について準用する。

(違約加算金及び延滞金の計算)

- 第 19 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。
- 2 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
 - 3 前二項の規定は、第 16 条第 5 項の規定により都が取消しを行った場合について準用する。

(財産処分の制限)

- 第 20 条 助成事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。
- 2 助成事業者は、取得財産等の処分(助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。ただし、助成対象事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第 1 に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
 - 3 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(別記第 14 号様式)を公社に提出しなければならない。
 - 4 公社は、第 2 項の承認をしようとするときは、前項の規定による申請書の提出を受けた後、速やかに財産処分承認書(別記第 15 号様式)により、当該申請をした助成事業者に通知するものとする。
 - 5 公社は、第 2 項の承認をしようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 6 助成事業者は、第 2 項の取得財産等の処分を行うときは、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号)第 3 1 に該当する場合を除き、第 3 2 により算出した助成金相当額を公社に納付するものとする。
 - 7 本事業に係る都から公社への委託の終了後に助成事業者が取得財産等の処分をしようとするときは、当該事業者はあらかじめ都の承認を受けなければならない。

8 第2項、第3項、第4項及び第6項の規定は、前項の委託終了後に取得財産等の処分をしようとする事業者について準用する。

(帳簿の保存)

第21条 助成事業者は、助成対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、助成対象事業の完了した日の属する公社の会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(個人情報の取扱い)

第22条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定めるところによる。

附 則 (平成31年3月26日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省及び国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であって、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱及び電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。))
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 ②準備、後片付け、整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理及び安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に算定する。
	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいい、類似の事業を参考に算定する。	
		付帯工事費	
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験(以下この費目において「調査等」

設備費	設備費	<p>という。)に要する経費(助成事業者が直接調査等を行う場合にあつては調査等に要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用、請負又は委託により調査等を行う場合にあつてはその請負費又は委託料の費用)をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>
-----	-----	---

別表第2 (第5条関係)

一 助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分がある場合	当該調達品の製造原価をもって助成対象経費として計上する。
二 助成対象経費に助成対象者と100%同一の資本に属する関係会社からの調達分がある場合	当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該調達品の製造原価以内であると認められる場合は、当該取引価格をもって助成対象経費として計上する。これにより難しい場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(当該割合が0未満である場合は0とする。)をもって、当該取引価格から助成対象者の利益等に相当する額の排除を行った上で、助成対象経費として計上する。
三 助成対象経費に助成対象者の関係会社からの調達分がある場合(二の項に掲げる場合を除く。)	当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該調達品の製造原価並びに当該調達品に係る販売費及び一般管理費の合計以内であると認められる場合は、当該取引価格をもって助成対象経費として計上する。これにより難しい場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(当該割合が0未満である場合は0とする。)をもって、当該取引価格から助成対象者の利益等に相当する額の排除を行った上で、助成対象経費として計上する。
備考	<p>一 この表において「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社、同条第5項に規定する関連会社並びに同条第8項に規定する関係会社をいう。</p> <p>二 二の項及び三の項に掲げる場合において、当該取引価格が、当該関係会社を含む3社以上の一般競争入札又は指名競争入札の結果、最低価格であったときは、この限りでない。</p>

審査基準（助成対象地域の指定）（第 3 条関係）

No.	審査項目	審査の要旨
1	助成対象地域の範囲及びその特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京 2020 大会競技会場周辺に近接する地域であるか。 ・ 現に観光客等が多く集まる地域であるか。 ・ 助成対象設備を整備することにより、暑熱環境を緩和する効果が見込まれ、また、その発信力を有する地域であるか。 ・ 助成対象地域とする範囲は適切か。 ・ 東京 2020 大会終了後においても、暑さ対策の効果が見込まれ、また、その発信力を有する地域であるか。
2	設置場所等 （助成対象設備を整備する場所又は施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑熱環境を緩和する効果が高く、また、発信力を有する設置場所等であるか。 ・ 汎用性が高いなど、多様な主体による暑さ対策を誘導・促進することのできる設置場所等であるか。 ・ 東京 2020 大会終了後においても、暑さ対策の効果が見込まれ、また、その発信力を有する設置場所等であるか。
3	助成対象設備の種類及びその先進性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条第 1 項の助成対象設備に該当するか。 ・ 暑熱環境を緩和する効果が高い設備であるか。 ・ 汎用性が高いなど、多様な主体による暑さ対策を誘導・促進することのできる設備であるか。 ・ 助成対象設備の整備に当たって許認可等が必要な場合、当該許認可等を得られる見込みがあるか。 ・ 東京 2020 大会終了後においても、暑さ対策の効果が見込まれる設備であるか。
4	助成対象者等 （助成対象設備を整備する者及び整備した助成対象設備を管理する者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条第 2 項の助成対象者に該当するか。 ・ 助成対象設備を整備する者及び助成対象設備を管理する者は適切か。 ・ 東京 2020 大会終了後においても、適切な管理が見込まれる者であるか。
5	助成対象経費の概算額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象経費は助成対象地域の範囲及び整備する設備に対して、適切な費用見積りとなっているか。
6	助成対象設備の整備に係る期間・工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備スケジュールが適切なものとなっているか。

※この表に掲げる審査基準に従い、審査会における審査の上、適当と認められるものについて、助成対象地域に指定するものとする。

審査基準（助成金の交付決定）（第 7 条関係）

No.	審査項目	審査の要旨
1	設置場所等 （助成対象設備を整備する場所又は施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑熱環境を緩和する効果が高く、また、その発信力を有する設置場所等であるか。 ・ 現に観光客等が多く集まる設置場所等であるか。 ・ 汎用性が高いなど、多様な主体による暑さ対策を誘導・促進することのできる設置場所等であるか。 ・ 東京 2020 大会終了後においても、暑さ対策の効果が見込まれる設置場所等であるか。
2	助成対象設備の種類及びその先進性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条第 1 項の助成対象設備に該当するか。 ・ 暑熱環境を緩和する効果が高い設備であるか。 ・ 汎用性が高いなど、多様な主体による暑さ対策を誘導・促進することのできる設備であるか。 ・ 助成対象設備の整備に当たって許認可等が必要な場合、当該許認可等を得られる見込みがあるか。 ・ 東京 2020 大会終了後においても、暑さ対策の効果が見込める設備であるか。
3	助成対象者等 （助成対象設備を整備する者及び整備した助成対象設備を管理する者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条第 2 項の助成対象者に該当するか。 ・ 助成対象設備を整備する者及び助成対象設備を管理する者は適切か。 ・ 助成対象設備を管理する者は適切で、施工後、維持管理は適切に行われることが見込めるか。 ・ 東京 2020 大会終了後においても、適切な管理が見込まれる者であるか。
4	助成金の交付申請額の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する助成対象設備に対して適正な価格となっているか。 ・ 助成対象事業の規模に対して適切な経費見積りとなっているか。
5	助成対象設備の整備に係る期間・工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備スケジュールが適切なものとなっているか。

※この表に掲げる審査基準に従い、審査会における審査の上、適当と認められるものについて、助成金の交付を決定するものとする。